平成２２年（フ）第４１２号
栃木県宇都宮市大塚町９番８号
債務者　有限会社本田技建
代表者取締役　本田　良信
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前11時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８４２号
福岡市中央区浄水通５―10マギービル浄水、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区浄水通８番地24
債務者　有限会社メイコーポレーション
代表者取締役　有田美穂子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　忠行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９６号
秋田県横手市下境字一本木７番地
債務者　柴田　重美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１１５号
三重県伊勢市中村町桜が丘177番地１
債務者　清水　忠光
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
三重県伊勢市中村町桜が丘177番地１
債務者　清水　絹代
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
三重県伊勢市有滝町2834番地
債務者　三宅　誠子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
三重県伊勢市二俣４丁目３番10号
債務者　北　　貴友
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
広島県庄原市東城町小奴可2397番地
債務者　河口　史孝
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２９８６号
札幌市北区太平４条１丁目５番７号　エムズ太平101号
債務者　土田美香子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１８号
札幌市中央区南14条西11丁目２番６号
債務者　楠美　嘉惠
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７０号
札幌市白石区南郷通３丁目南５番21―401号
債務者　佐藤　信吾
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７１号
札幌市白石区南郷通３丁目南５番21―401号
債務者　松本安里沙
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７５号
北海道千歳市富士３丁目15番10号
債務者　渡邊　良一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２８１号
札幌市豊平区美園４条５丁目３番17号　シティハイム美園102号
債務者　小川　徳也
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２１号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目３番１―304号
債務者　小野寺秀子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７６号
仙台市若林区霞目２丁目14番２―101号
債務者　平熊　　進
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６００号
宮城県多賀城市浮島２丁目28番２号
債務者　武田　誠一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係